



貨物利用運送事業者への書面交付義務等の準用について

令和8年4月1日より、**全ての貨物利用運送事業者に書面交付義務**（法第12条に基づく荷主との相互の書面交付、法第24条に基づく委託先への書面交付）が課されるほか、**元請としてトラックを利用する貨物利用運送事業者にも実運送体制管理簿の作成義務**が新たに課されます。

加えて、年間のトラックの利用運送量が100万トンを超えている**貨物利用運送事業者にも、運送利用管理規程の作成義務、運送利用管理者の選任義務**が新たに課されます。

【関連ページ】書面交付義務や実運送体制管理簿作成義務等の詳細

物流：改正貨物自動車運送事業法（令和7年4月1日施行）について - 国土交通省

違法な白トラの利用にかかる荷主等への規制強化について

令和8年4月1日より、貨物自動車運送事業の許可の取得又は届出をすることなく有償で貨物を利用する、いわゆる「**白トラ**」行為に利用した**荷主等も新たに処罰の対象**となります。（※

ページ先頭に戻る

